

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童手当関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下松市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

下松市長

公表日

令和5年12月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関連事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・児童手当法に基づき、受給者の認定審査、受給者及び対象児童の管理、支払管理、統計処理等を行う。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 <ol style="list-style-type: none">①認定請求書の受理・審査②額改定認定請求書及び額改定届の受理・審査③受給事由消滅届の受理・審査④現況届の受理・審査⑤未支払請求書の受理・審査⑥父母指定者指定届の受理・審査⑦住所・氏名等変更届の受理・審査⑧児童手当及び特例給付の支払処理⑨関係機関への資料の閲覧、提供、報告 <ul style="list-style-type: none">・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	ADWORLD児童手当システム、団体内宛名統合システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、マイナポータル申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 56項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第26,30,87項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条,第44条</p> <p>2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第74,75項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条,第40条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 こども未来部 こども未来課 こども政策係 電話 0833-45-1836 メール kodomomirai@city.kudamatsu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 こども未来部 こども未来課 こども政策係 電話 0833-45-1836 メール kodomomirai@city.kudamatsu.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	児童福祉システム	ADWORLD児童手当システム	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称		団体内宛名統合システム	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称		マイナポータル申請管理システム	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 56項 平成26年内閣府・総務省令第5号第44条	番号法第9条第1項 別表第一 56項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによるz 情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】26,30,87項 【情報照会】74,75項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19,44条 【情報照会】40条	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第26,30,87項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条,第44条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第74,75項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条,第40条の2	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部子育て支援課	こども未来部こども未来課	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属 長の役職名	子育て支援課長	こども未来課長	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 電話 0833-45-1836 メール kosodate@city.kudamatsu.lg.jp	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 こども未来部 こども未来課 こども政策係 電話 0833-45-1836 メール kodomomirai@city.kudamatsu.lg.jp	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する 問合せ	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 電話 0833-45-1836 メール kosodate@city.kudamatsu.lg.jp	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 こども未来部 こども未来課 こども政策係 電話 0833-45-1836 メール kodomomirai@city.kudamatsu.lg.jp	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	5年経過のため評価再実施
令和5年12月8日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	5年経過のため評価再実施